学童保育実施に伴う運用方針 (湯浦児童クラブ)

湯浦児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、育成と指導を行うため、児童クラブの実施基準に照らして入会を決定します。

1. 入会の実施基準

- (1) (家庭外労働) 児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2)(家庭内労働)児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、 その児童の保育ができない場合
- (3) (親のいない家庭) 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- (4) (母親の出産等) 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (5) (病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- (6) (家庭の災害) 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、家の破損した ため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

2、入会資格

芦北町に住所を有し「1. 湯浦児童クラブの入会の実施基準」に該当する児童

- **3. 利用定員** 2.5名
- 4. 入会申込みの方法

湯浦保育園に備え付けの「湯浦児童クラブ入会申込書」及び必要添付書類により行います。

5. 入会受付期間

随時受付(定員になり次第締め切り)

6. 入会に関する家庭状況把握と決定について

入会申込時に提出していただく書類により、家庭状況を把握し選考し決定します。

7. 入会の決定通知

決定した場合「湯浦児童クラブ入会決定通知書」により保護者に通知します。

8. 活動内容

- (1) 児童の健康管理及び安全確保に努め、情緒の安定を図ること。
- (2) 自発的な遊びの活動意欲及び態度の形成に努めること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に努めること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡を行うこと。
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に努めること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

9. 時間日及び時間

平 日:月曜日~金曜日 学校終了後 ~ 午後6時 休業日:土 曜 日 午前8時~午後5時

夏季休業日(夏休み) "

冬期休業費(冬休み) "

学年始・末休業日(春休み) ル

- *変更等がある場合は、事前にお知らせします。
- *長期休暇期間は、午前8時からの開所となります。
- *土曜日の利用は、事前に連絡が必要です(長期休暇期間の土曜日も含む)。
- *利用しないときは、当日の午前中までに必ず連絡して下さい。

10. 閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 盆休み(8月13日~8月15日)
- (4) 12月29日~翌年1月3日
- (5) 学校の行事による振替休日および病気による学級閉鎖された学年及び学級に所属する児童。 ※特別の事由があるときは、休業日を変更し、または、臨時に休業する場合があります。

11. 利用の制限

利用児童が、次にあげる事由に該当する場合は、児童クラブを利用することはできません。

- (1)疾病、その他の理由により集団生活に適さないとき。
- (2) 児童が、児童クラブの入会実施基準に該当しなくなった場合。
- (3) その他運営上支障があると認められるとき。

12. 利用料

利用料金表(別紙)のとおりとなります。ただし、別途学童保険料800円を負担していただくことになります。なお、途中入会者も同額です。

13. 利用料金納入について

保護者は、児童クラブ料金の当該月分をその月の末日までに、湯浦保育園に納付して下さい。

14. 利用登録の取消について

- (1) 児童が児童クラブの入会実施基準に該当しなくなった場合。
- (2) 保護者が正当な理由なく実施要綱第12条に定める利用料(別紙)を納入しないとき。
- (3) その他、児童クラブの運営上支障があると認められるとき。

15. その他

- (1) 長期期間中は、自家用車等により保護者等の責任による送迎となります。
- (2) 土曜日利用の場合は、弁当持参となります(おやつはありません)。
- (3)長期休暇期間中は、弁当持参となります。おやつ代等は、別途100円/回負担していただくことになります。

別表(第12条関係)

区 分	単位時間	児童一人当たりの 金額(月額)	備考
学校登校日(月曜日~金曜日) ※学校終了後~午後6時	1ヶ月	4,000円	
土曜日 ※午前8時~午後5時	1ヶ月	2,000円	
長期休暇(月曜日~金曜日) ※午前8時~午後6時	1ヶ月	10,000円	
	冬期休業日の期間 学年末・始休業日	5,000円	

- ・ 利用料金は、利用日数にかかわらず、一律の金額とします。
- ・ 学童保険料は、別途1人当り年間800円が必要となります。

(学童保育事業保険:学童保育児童傷害保険利用)

◆ 学童保育料早見表

~平日と長期休暇時に学童保育をご利用の方~

月	平日	平日・長期	長期
4月	4,000円	※③ 6,500円	※③ 2,500円
5月	4,000円	4,000円	
6月	4,000円	4,000円	
7月	4,000円	※① 9,000円	※① 5,000円
8月		※① 10,000円	※① 10,000円
9月	4,000円	4,000円	
10月	4,000円	4,000円	
11月	4,000円	4,000円	
12月	4,000円	※② 6,500円	※② 2,500円
1月	4,000円	※② 6,500円	※② 2,500円
2月	4,000円	4,000円	
3月	4,000円	※③ 6,500円	※③ 2,500円

※①:夏期休業分は、下記のとおりとなります。

 $\sqrt{1/21}$ ~7/31: 5,000円(10,000円×1/2)

8/ 1~8/31: 10, 000円

※②: 冬期休業分は、5,000円を12月分と1月分にわけてお支払いただきます。

※③: 学年末・学年始休業日分は5,000円を3月分と4月分にわけてお支払いただきます。6年生の利用料金は2,500円。但し3月31日までの利用となります。

※土曜日利用の場合は、利用日数にかかわらず1ヶ月2,000円、上記とは別に必要です。 ※おやつ代等は別途お支払いただくことになります。

(1回利用につき100円)